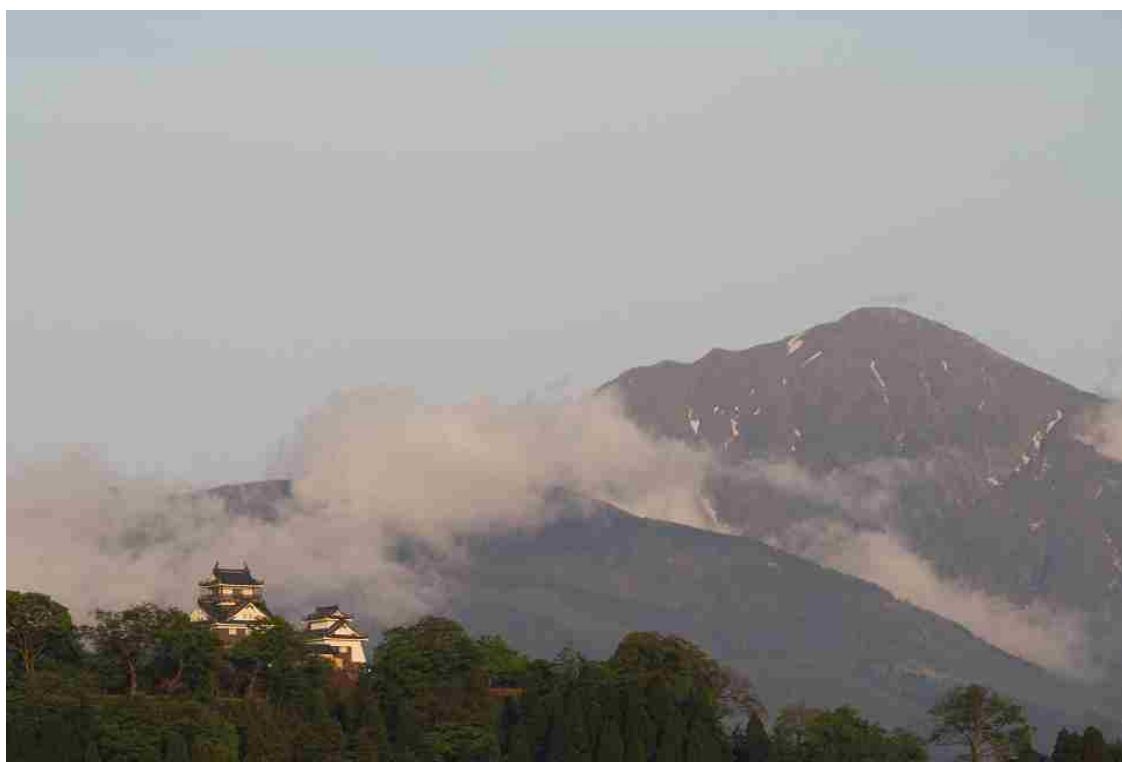


大野市屋外広告物のてびき



大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課

第1章 てびきのご利用にあたって

- 1-1 屋外広告物に関する基本的な知識・・・P 1～2
- 1-2 より良い屋外広告物づくりのために・・・P 3

第2章 大野市屋外広告物条例の概要

- 2-1 大野市屋外広告物条例の目的・・・P 4
- 2-2 申請から設置までの流れ・・・P 5
- 2-3 禁止広告物・禁止物件について・・・P 6
- 2-4 禁止地域について・・・P 7～13

第3章 設置許可基準について

- 3-1 設置許可基準表の見方について・・・P 14～16
- 3-2 自家用広告・・・P 17～19
- 3-3 一般広告・・・P 20～21
- 3-4 案内広告・・・P 22～23
- 3-5 簡易広告・・・P 24
- 3-6 電柱広告・・・P 25
- 3-7 移動広告・・・P 25
- 3-8 大規模広告・・・P 26～27
- 3-9 例外的に禁止地域に設置可能な一般広告・・・P 28

第4章 許可申請について

- 4-1 管理者の設置について・・・P 29
- 4-2 許可期間について・・・P 29
- 4-3 工事施行業者の資格について・・・P 29
- 4-4 提出書類について・・・P 29～30
- 4-5 申請書の記入例・・・P 31～37
- 4-6 手数料について・・・P 38

参考資料・・・P 39～40

第1章 てびきのご利用にあたって

1-1 屋外広告物の基本的な知識

(1) 屋外広告物とは？

屋外広告物は以下の4つの条件全てに該当するものを言います。

①常時又は一定の期間継続して表示されるもの

街頭で配布されるビラやチラシの類のように工作物等に定着して表示されないものは、屋外広告物に該当しません。

②屋外で表示されるもの

屋外で表示されるものであって、屋内や自動車の内側にある広告物は、屋外広告物に該当しません。

③公衆に表示されるもの

屋外にいる不特定多数の人々に対して表示するものを指します。

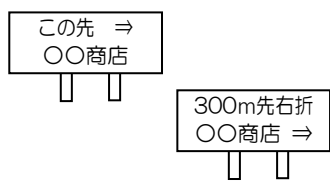
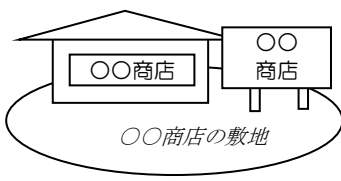
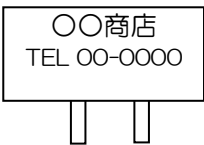
④工作物等に掲出されるもの

広告板や広告塔など広告を表示することを目的とした工作物に限らず、煙突や塀など、もともとは広告を表示する目的でない工作物を利用し掲出される広告も含まれます。

※表示されている内容が営利、非営利を問わず条件に該当すれば屋外広告物となります。

(2) 機能(目的)による分類

屋外広告物を機能(目的)によって大きく3つに分類することが出来ます。

分 類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	「次の交差点を左折すると〇〇商店」など、店舗等への案内誘導のために設置される屋外広告物	自己の店舗等の敷地において、店舗等の名称や営業内容を表示するために設置される屋外広告物	左記以外の屋外広告物
イメージ			

(3) 屋外広告物の種類による分類

屋外広告物を種類によって大きく2つに分類することができます。

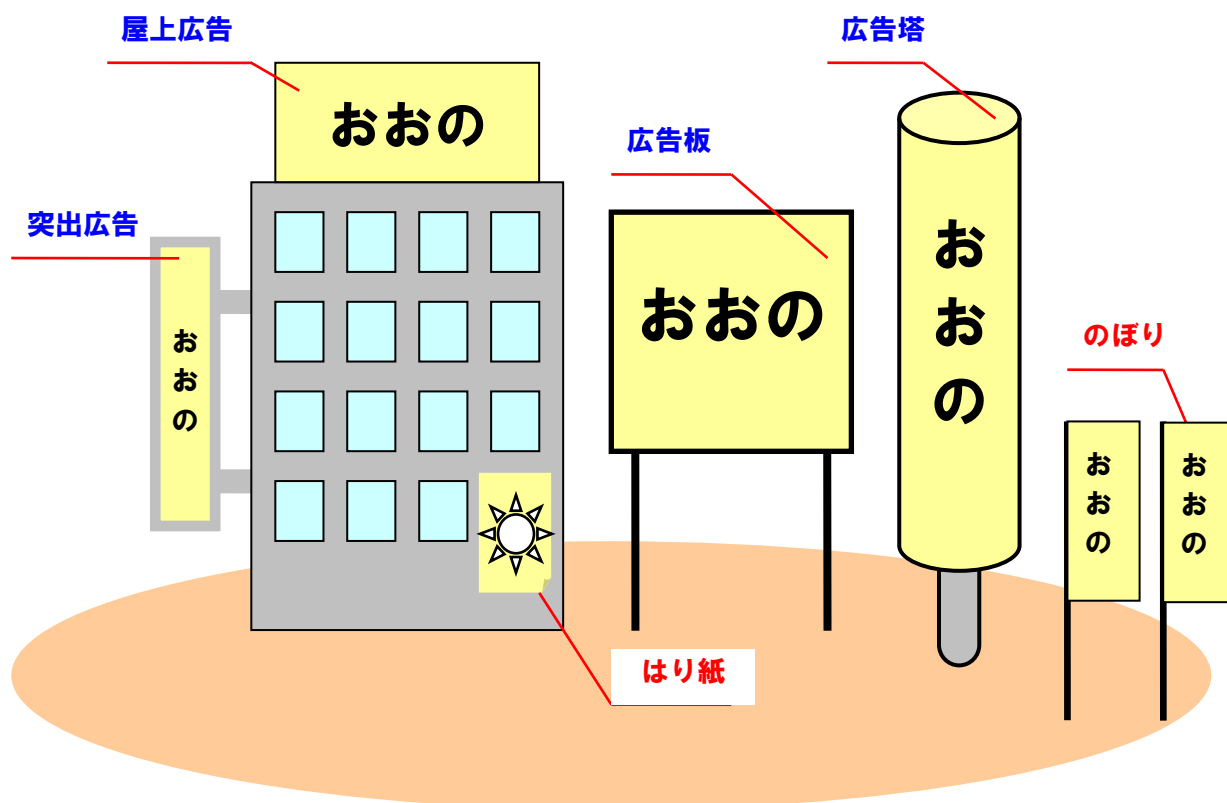
容易に移動や取り外しが 出来ない屋外広告物

広告板、広告塔、壁面広告、屋上広告、突出広告など

容易に移動や取り外しが 出来る屋外広告物 (簡易広告物)

のぼり、はり紙、はり札、立看板、
広告幕、ぼんぼり、あんどんなど

屋外広告物の例



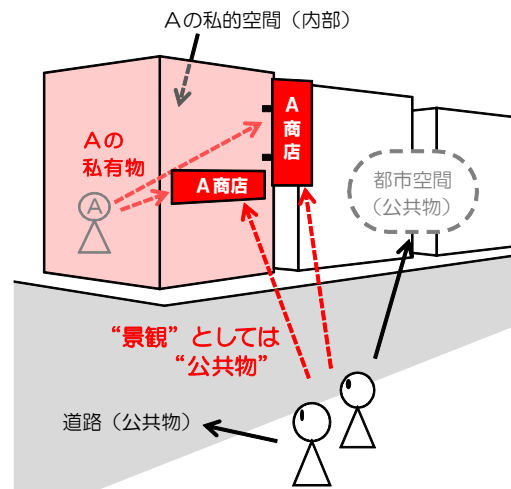
1-2 より良い屋外広告物づくりのために

屋外広告物の役割

屋外広告物は、宣伝や目印、商品やサービスなど、広く人々の生活に必要な情報を提供するだけでなく、経済活動や文化活動など日常の様々な活動に欠くことのできないものです。また、一方で、屋外広告物は建築物や緑地などと同様に、様々な形態やデザインで、まちを彩る、景観や環境を構成する重要な要素でもあります。

これらは基本的には表示等を行う者の創意工夫によって自由につくられるものですが、公共空間に向かって表現されているため、無秩序に氾濫すると、まちの景観を損なう恐れがあります。また、適正な設置・管理が行われないと、倒壊や落下などにより市民に思わぬ危害を及ぼすことがあります。

このため、屋外広告物には、本来の情報提供機能とともに、都市や自然の景観及び地域の環境との調和が求められています。



景観として見た場合、屋外広告物は“みんなのもの”です。

魅力的な屋外広告物をつくるために

わかりやすく適切な情報が表示され、優れたデザインの屋外広告物は、高い宣伝効果を有するだけでなく、広告主や事業者のセンスの現れでもあります。良い表示等を行えば宣伝効果が上がり、販売の促進や集客の増加にもつながります。

また、街並みの雰囲気を大切にし、その特性をデザインに活かすことで、地域らしさが高まるなど、街全体の景観の質の向上、イメージアップにもつながります。

まちを彩る魅力的な屋外広告物づくりを進めることは、広告主や事業者、市民みなさんのメリットにつながります。

より良い屋外広告物づくりに、協力し合って取り組みましょう。

第2章 大野市屋外広告物条例の概要

2-1 大野市屋外広告物条例の目的

大野市は、平成21年に大野市独自の条例「大野市屋外広告物条例」を制定し、平成22年から運用を始めました。本条例では、大野市の特性に合った表示面積・高さ等の様々なルール(許可基準)や、原則設置を禁止する地域を定めています。

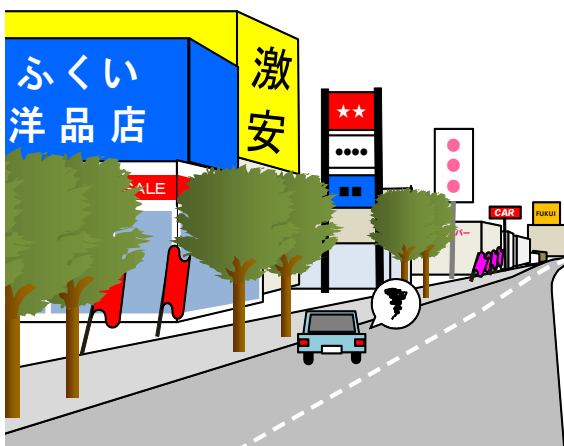
このように、規制を行うのは、次の二つの目的によるものです。

(1) 大野市の景観の維持・形成

荒島岳、亀山などの自然や七間通りをはじめとする古い街並みなどそれぞれが大野市の景観を形成しています。その上で屋外広告物は、大野市の景観を阻害してしまう可能性があるため、景観の維持・形成を行う上で、ルールを定め一定の規制をすることが必要となってきます。

(2) 倒壊・落下等による事故防止のため

屋外広告物を何らのルールなしに設置できることとなると、倒壊・落下等の事故が発生し、公衆に対して危害が及ぶことになりかねません。また、道路(交差点)や信号機、道路標識の見通しを妨げると、交通安全上問題となる場合もあり得ます。



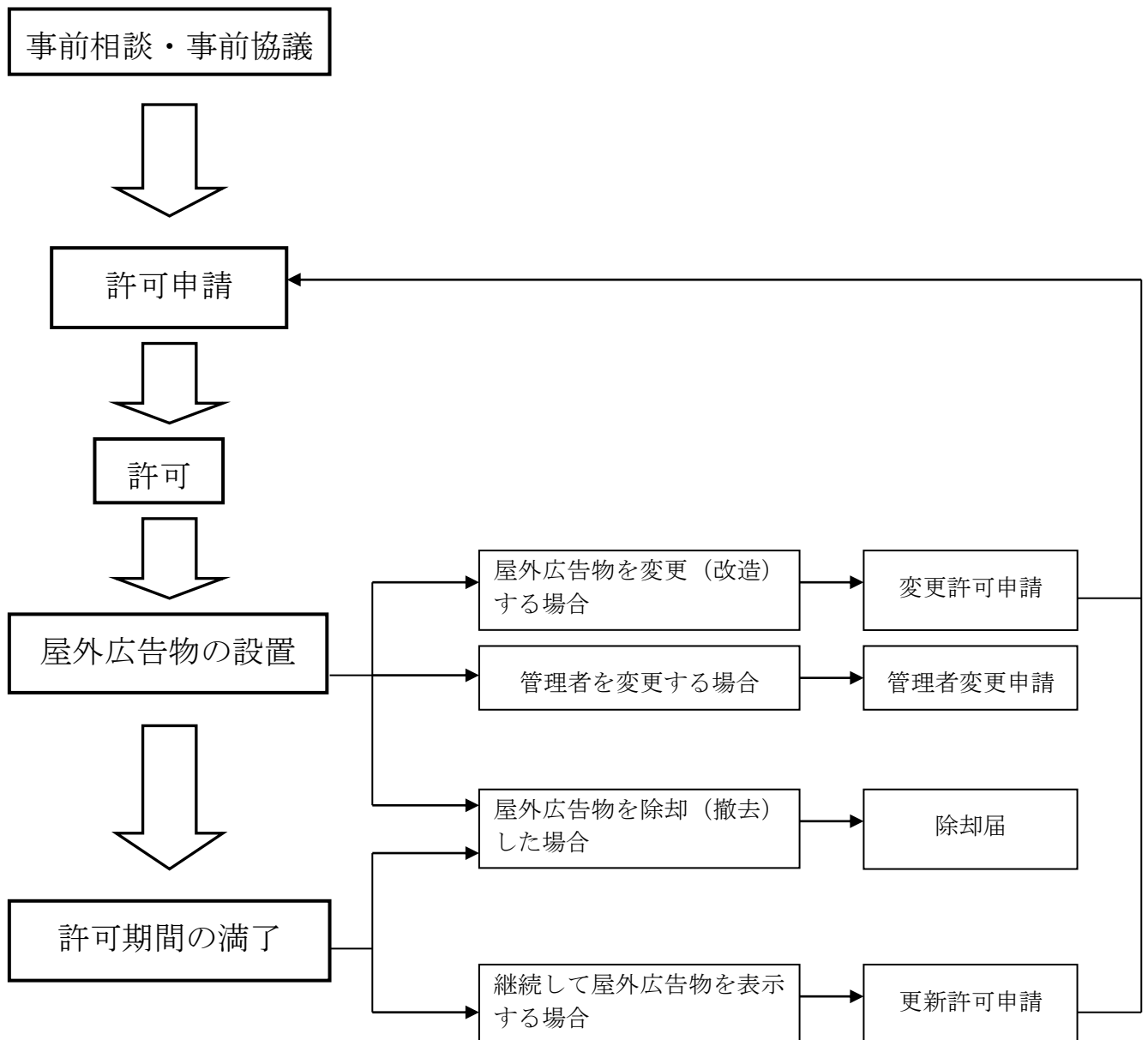
このように主張の強い屋外広告物の乱立は、大野市の景観を損ねかねません。



放置され、老朽化が進み骨組みだけが残った広告物。非常に危険です。

2-2 申請から設置までの流れ

屋外広告物を設置するまでの流れは以下のようになります。



2－3 禁止広告物・禁止物件について

(1) 禁止広告物

以下に該当する広告物は、表示することができません。

- ① 塗料の剥離や色の退色などにより著しく景観を損なうおそれのあるもの
- ② 破損または老朽化により著しく景観を損なうまたは事故等の危険を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 倒壊または落下するおそれがあるもの
- ④ 形状、色彩、意匠その他表示の方法が著しく景観または風致を損なうおそれがあるもの
- ⑤ 1箇所に同一のものを多数集中して表示し、または設置したもの

(2) 禁止物件

以下の物件には原則として表示または設置することはできません。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、地下道、分離帯
- ② 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③ 街路樹、路傍樹
- ④ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑤ 信号機、道路標識その他これらに類するもの
- ⑥ 道路上のさく、こまどめ、里程標その他これらに類するもの
- ⑦ 消火栓、火災報知機
- ⑧ 郵便ポスト、公衆電話、路上変電設備
- ⑨ 送電塔、送受信塔、照明塔、火の見やぐら
- ⑩ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンク類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑫ 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、のぼりは表示できません
- ⑬ 道路の路面

2-4 禁止地域について

大野市屋外広告物条例では、良好な景観の形成と風致の維持の観点から原則として屋外広告物の設置を禁止する地域を指定しています。その地域は第1種禁止地域と第2種禁止地域から成り立っています。（禁止地域以外の地域は許可地域になります。）

一部の屋外広告物に関しては基準を満たせば禁止地域でも設置できますので、次章を参考に必ず基準を満たすようにしてください。

（1）第1種禁止地域

① 概要

良好な景観の形成と風致の維持の観点から、禁止地域の中でも特に重要な地域を第1種禁止地域に指定しています。

② 対象地域

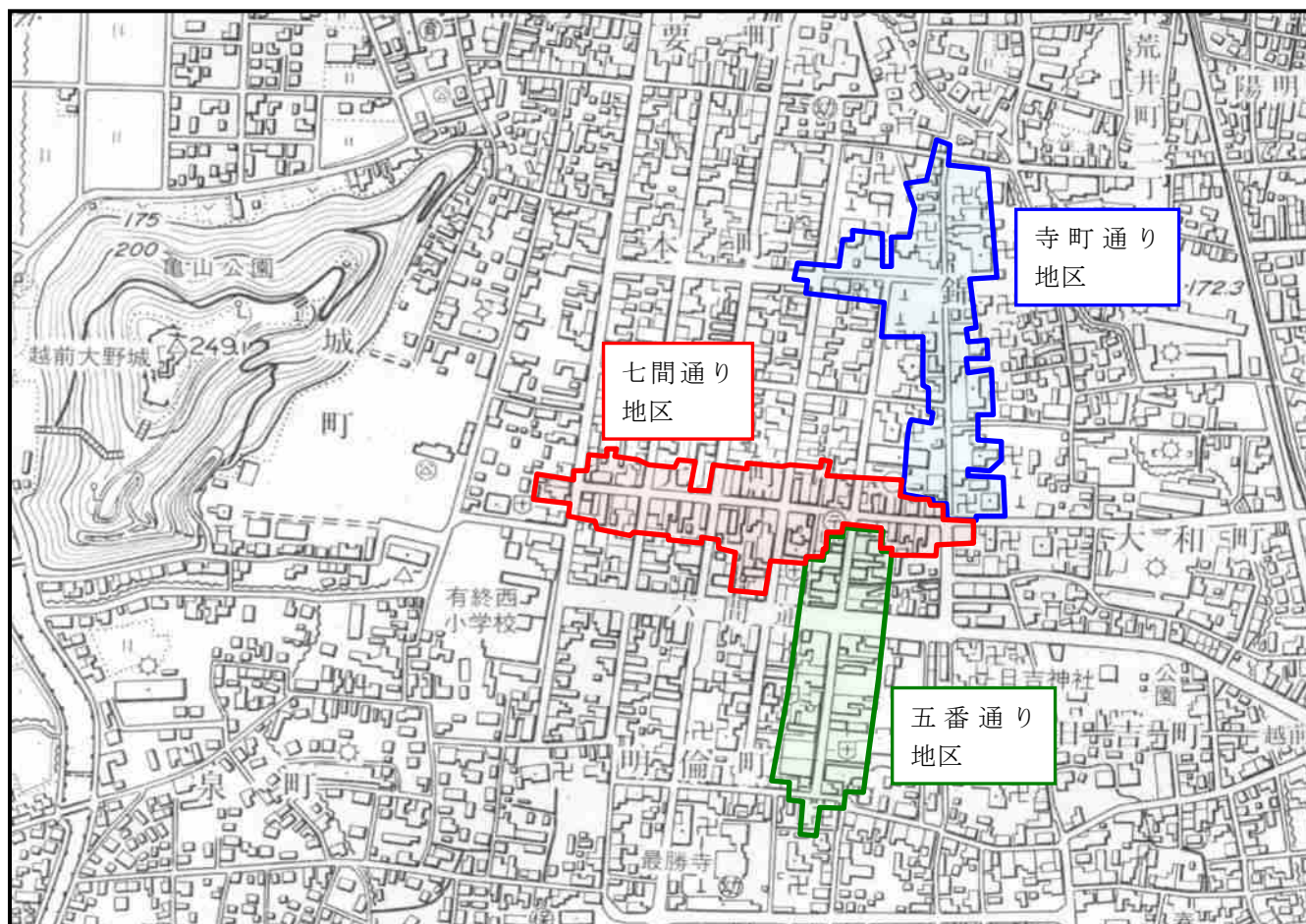
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1) 七間通り地区、五番通り地区、寺町通り地区（図-1）2) 新丁トンネル出口～結ステーションの区間（図-2）<ul style="list-style-type: none">① 国道158号の新丁トンネル東側出入口から犬山交差点までの両側50m② 国道158号と市道城北・泉・楯掛線との間の地域
（道路の設置が予定されている区域の両側50m）③ 市道城北・泉・楯掛線の両側30m④ 国道476号の両側30m⑤ 市道六間線の両側30m3) 越前大野城跡4) 本願清水イトヨ生息地、アラレガコ生息地5) 旧橋本家住宅の周囲30m6) 南専寺山門の周囲30m、大野市民俗資料館の周囲30m7) 黒谷経塚跡、明倫館跡、朝倉義景墓、小山城址、亥山城址、将監城址、戌山城址、土井家累代墓所、越前大野城百間堀跡、角野前坂縄文遺跡、小谷堂縄文遺跡、田村又左衛門家屋敷、南専寺庭園、ナポレオン石、石灰華（寒水石）形成地 |
|--|

景観形成地区（3地区）

図－1

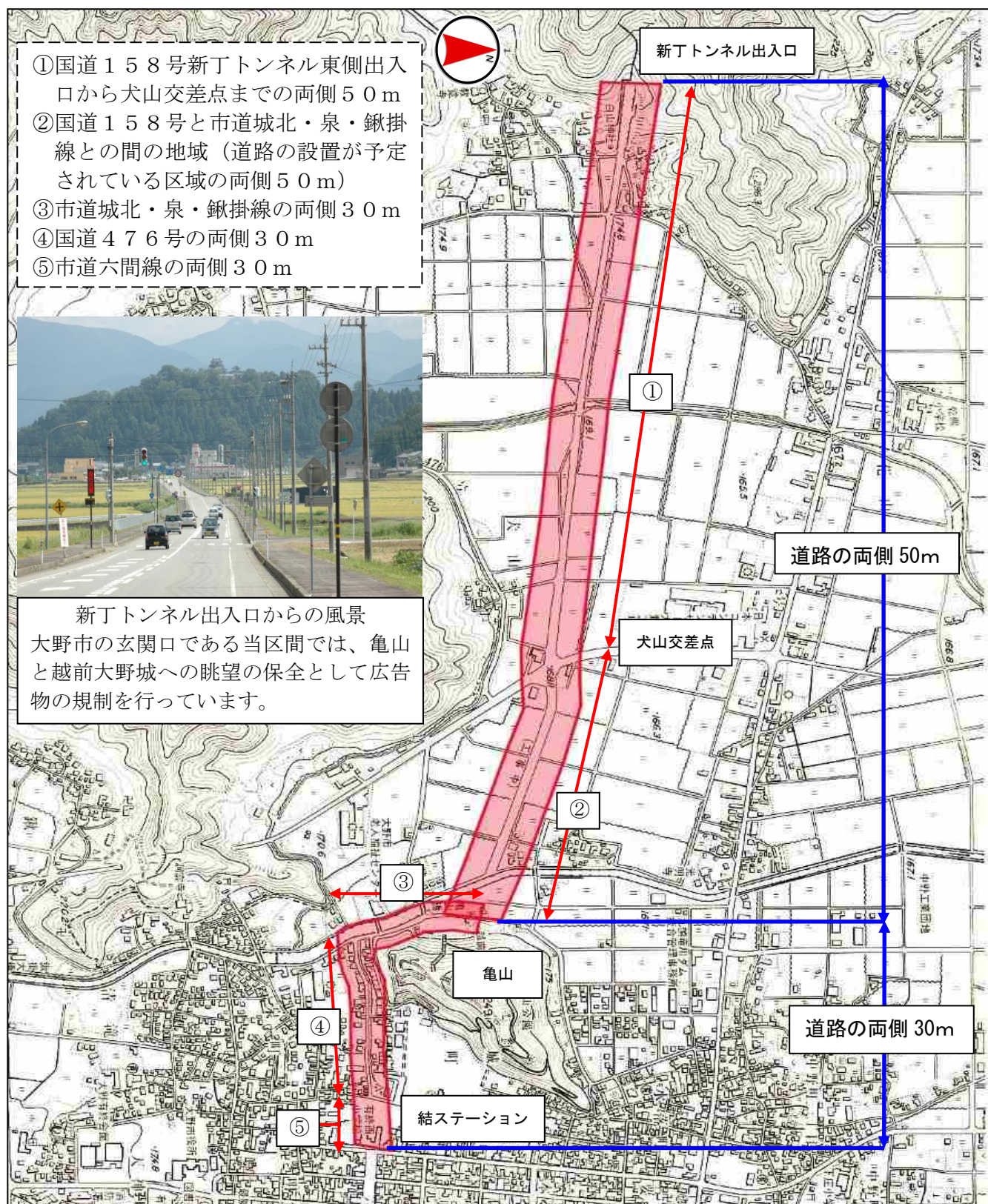
大野市景観条例による景観形成地区

- ・ 七間通り地区
- ・ 五番通り地区
- ・ 寺町通り地区



上空からの市街地周辺





(2) 第2種禁止地域

① 概要

第1種禁止地域以外の禁止地域を第2種禁止地域に指定しています。

② 対象地域

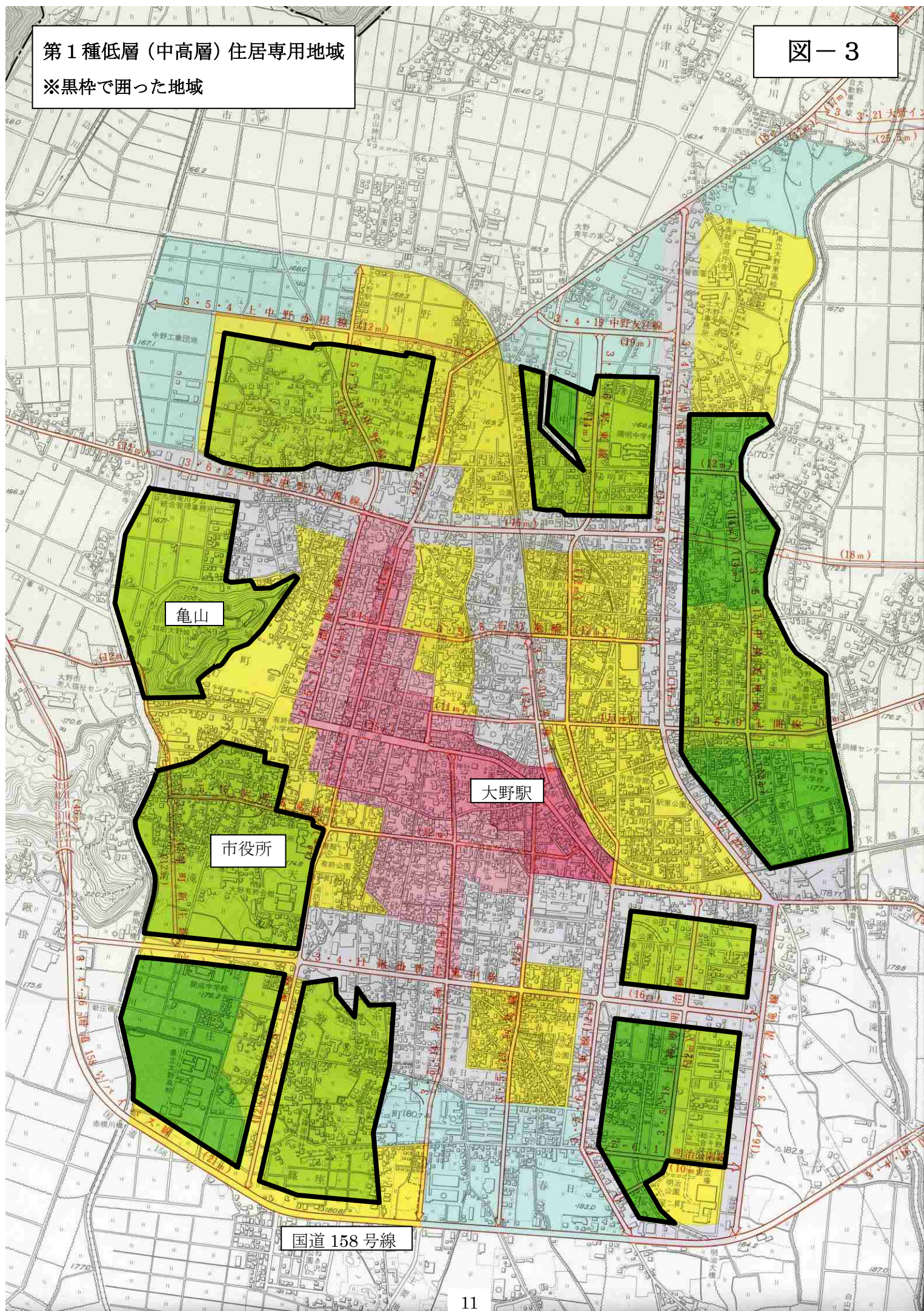
- 1) 第1種低層（中高層）住居専用地域（図－3）
- 2) 越前大野駅前広場
- 3) 都市公園
- 4) 都市計画道路（図－4）
 - ① 東縦貫線の両側100m
 - ② 大野インター線の両側50m
- 5) 中部縦貫自動車道の両側500m
- 6) 国道158号の上唯野から岐阜県境までの両側300m
- 7) 国道157号の五条方から下若生子までの両側300m
- 8) JR越美北線の柿ヶ島駅から九頭竜湖駅までの両側300m
- 9) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所、博物館等の公共施設の敷地
- 10) 火葬場、葬祭場、社寺、教会の敷地

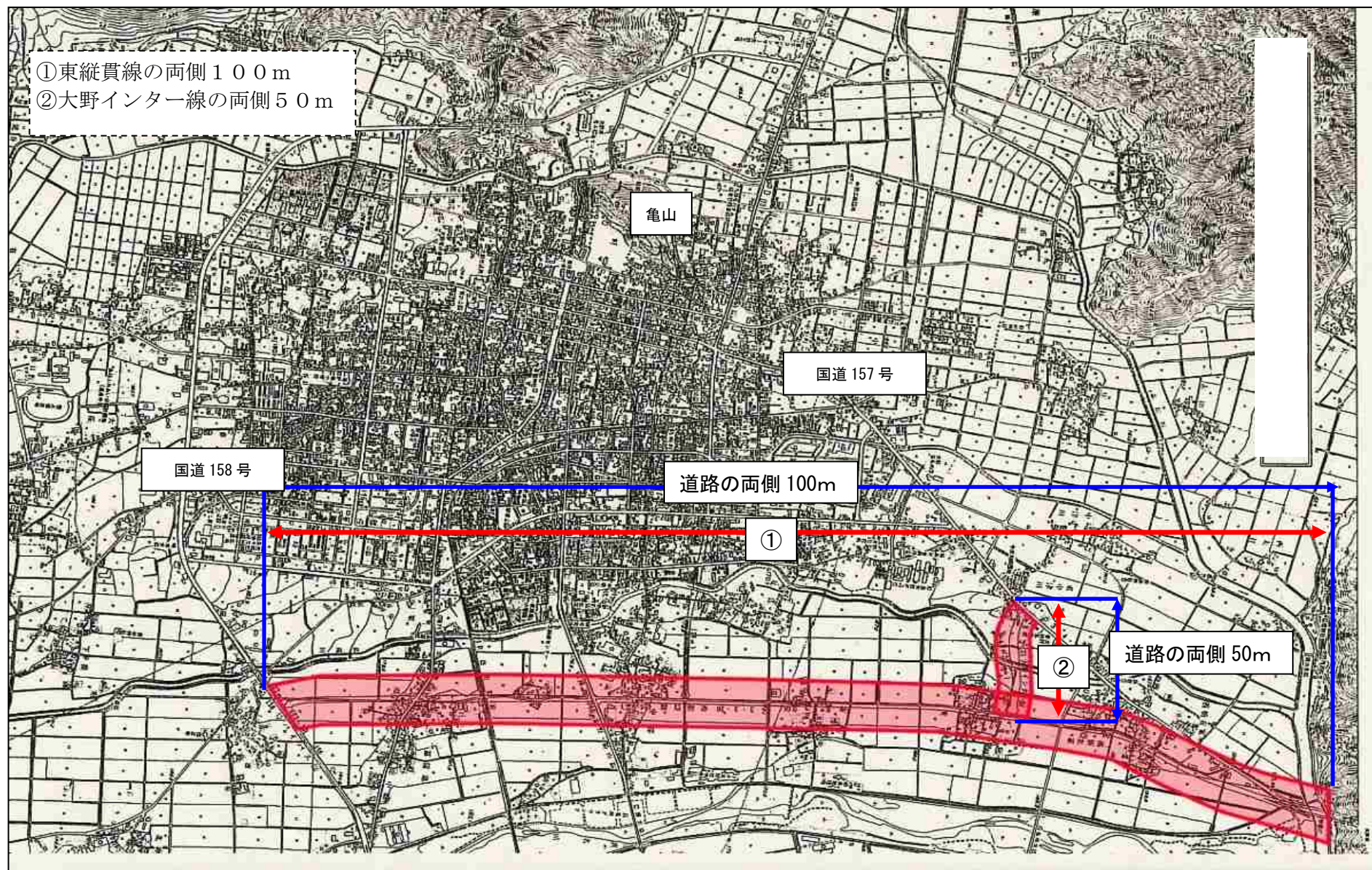


第1種低層（中高層）住居専用地域

※黒枠で囲った地域

図-3





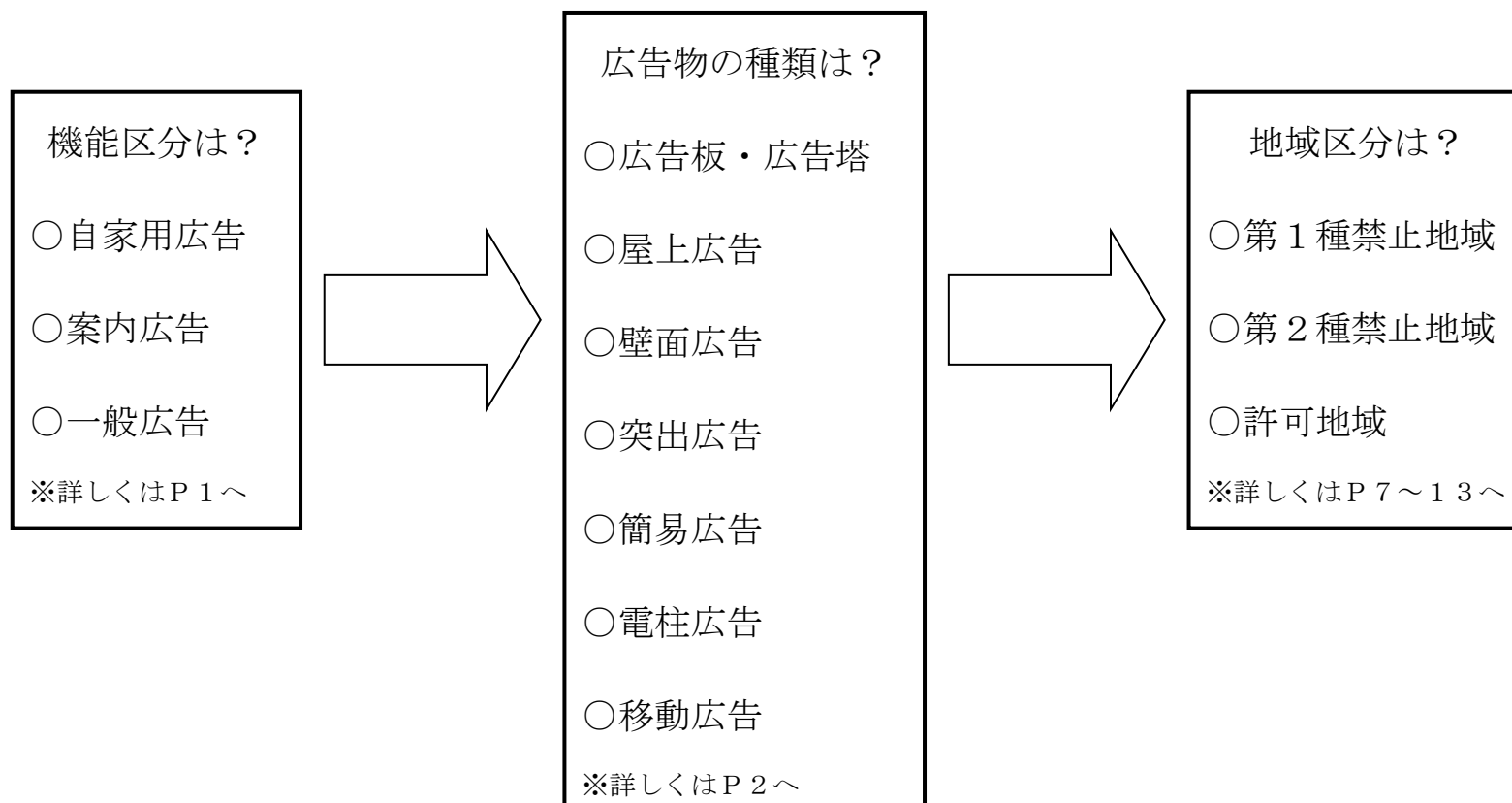


第3章 設置許可基準について

3-1 設置許可基準表の見方について

(1) 確認事項

新たに屋外広告物を設置する、または、意匠や形状を変更する際には機能区分、広告物の種類、地域区分それぞれどれに該当するか確認して下さい。



(2) 記載ページ表

設置する屋外広告物がどのような分類であるか確認できたら、以下の表で記載されているページを確認して下さい。

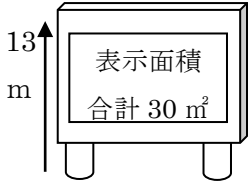
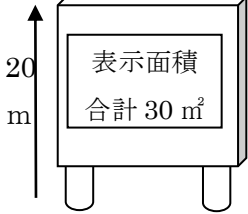
区分	自家用	一般	案内
広告板・広告塔	P 17	P 20	P 22
屋上広告	P 18	P 20	P 22
壁面広告	P 19	P 21	P 23
突出広告	P 19	P 21	P 23
簡易広告	P 24		
電柱広告	P 25		
移動広告	P 25		
大規模広告	P 26、27		
例外的に禁止地域に 設置可能な一般広告	P 28		

(3) 設置許可基準表の見方

例えば、許可地域に自家用の広告板を設置する場合、以下の基準表の赤枠の部分が設置許可基準となります。必ず、基準を満たした屋外広告物を設置して下さい。

青枠の部分は大規模広告の設置可否の欄になります。大規模広告とは、高さ 13m または表示面積 30 m² を超える広告板、広告塔、屋上広告、壁面広告のことで、別途設置許可基準を定めています。大規模広告に該当する広告物の場合、「○」となっていれば 3－8 大規模広告（P25、26）の基準を満たすことで設置できます。反対に「×」となっている場合は高さ 13m 以下かつ、表示面積 30 m² 以下の屋外広告物しか設置出来ません。

〔例〕 自家用広告－広告板・広告塔（P16）

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明・色彩	大規模広告 (高さが 13m または表示 面積 30 m ² を超える)	参考図
第 1 種禁止地域	13m 以下	30 m ² 以内	1 住所地等につきすべての 広告物の表示面積の合 計は、30 m ² 以内	点滅するもの、回転灯、映 像広告は禁止	× 設置不可	
第 2 種禁止地域	20m 以下	30 m ² 以内	1 住所地等につきすべての 広告物の表示面積の合 計は、30 m ² 以内	点滅するもの、回転灯、映 像広告は禁止	○ 大規模広告基準を 満たせば設置可能	
許可地域	20m 以下	50 m ² 以内	1 住所地等につき広告板、 広告塔の表示面積の合計 は、100 m ² 以内	点滅速度は可能な限り緩 やかにすること	○ 大規模広告基準を 満たせば設置可能	

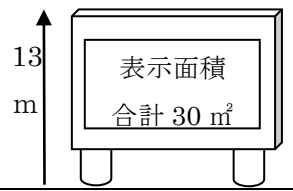
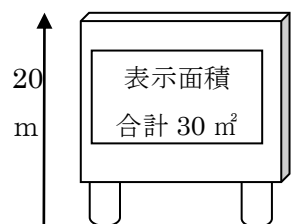
3-2 自家用広告

(1) 許可申請が必要になる自家用広告物

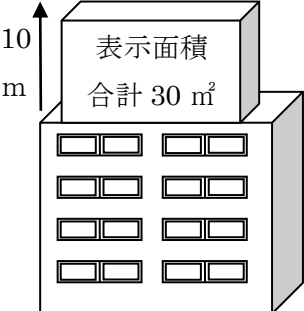
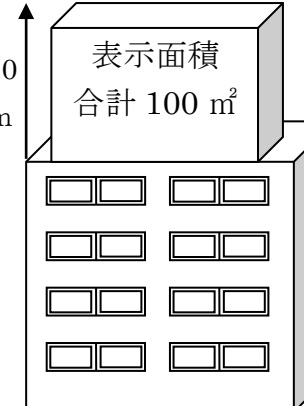
地域区分	1 住所地等に設置される広告物すべての表示面積の合計
第1種禁止地域	5 m ² を超えるもの
第2種禁止地域	5 m ² を超えるもの
許可地域	10 m ² を超えるもの

(2) 自家用広告の種類別許可基準

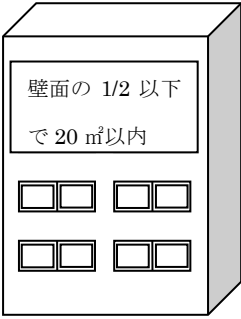
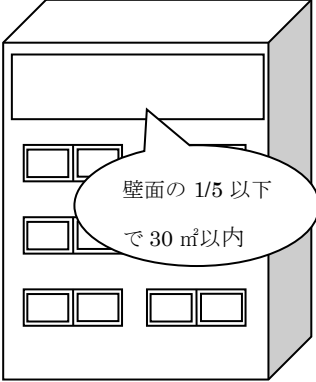
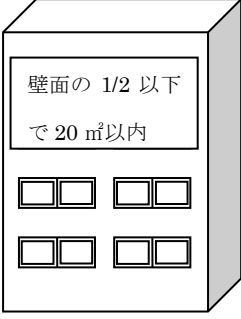
① 広告板・広告塔

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明・色彩	大規模広告 (高さが13mまたは表示 面積30 m ² を超える)	参考図
第1種禁止地域	13m以下	30 m ² 以内	1 住所地等につきすべての 広告物の表示面積の合 計は、30 m ² 以内	点滅するもの、回転灯、映 像広告は禁止	× 設置不可	
第2種禁止地域	20m以下	30 m ² 以内	1 住所地等につきすべての 広告物の表示面積の合 計は、30 m ² 以内	点滅するもの、回転灯、映 像広告は禁止	○ 大規模広告基準を 満たせば設置可能	
許可地域	20m以下	50 m ² 以内	1 住所地等につき広告板、 広告塔の表示面積の合計 は、100 m ² 以内	点滅速度は可能な限り緩 やかにすること	○ 大規模広告基準を 満たせば設置可能	

②屋上広告（建物の屋上に設置される広告板、広告塔）

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図
第1種禁止地域	設置禁止					
第2種禁止地域	取付場所の高さの2/3以下で10m以下	30㎡以内	1住所等につき、すべての広告物の表示面積の合計は、30㎡以内	点滅するもの、回転灯、映像広告は禁止	× 設置不可	
許可地域	取付場所の高さの2/3以下で10m以下	100㎡以内	1住所等につき屋上広告の表示面積の合計は100㎡以内	点滅速度は可能な限り緩やかにすること	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能	

③壁面広告（建物の壁面に取り付けられる広告板、壁面に塗料等を用いて直接表示する広告物）

地域区分	表示面積	総量規制	照明・その他	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図	
					壁面面積100㎡以下	壁面面積100㎡以上
第1種禁止地域 第2種禁止地域	- 壁面面積100㎡以下の場合、壁面の2分の1以下で20㎡以内 - 壁面面積100㎡を超える場合は、壁面の5分の1以内で30㎡以内	1住所等につき表示面積の合計は30㎡以内	- 点滅するもの、回転灯、映像広告は禁止 - 壁面の端から突出し禁止 窓、開口部の閉鎖禁止	× 設置不可		
許可地域	- 壁面面積100㎡以下の場合、壁面の2分の1以下で20㎡以内 - 壁面面積100㎡を超える場合は、壁面の5分の1以下 ※表示面積が30㎡を超える場合は大規模広告に該当	なし	- 点滅速度は可能な限り緩やかにすること - 壁面の端から突出し禁止 窓、開口部の閉鎖禁止	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能		

⑥突出広告

地域区分	設置方法	照明
第1種禁止地域 第2種禁止地域	- 道路への突き出しは1m以下 - 壁面の上端から突出禁止	- 点滅するもの、回転灯は禁止 - 映像広告は禁止
許可地域	- 道路への突き出しは1m以下 - 壁面の上端から突出禁止	点滅速度は可能な限り緩やかにすること

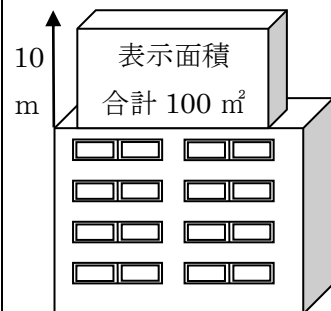
3-3 一般広告

(1) 一般広告の種類別許可基準

① 広告板・広告塔

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図
第1種禁止地域 第2種禁止地域	設置禁止					
許可地域	10m以下	30㎡以内	1 住所地等につき広告板、 広告塔の表示面積の合計 は100㎡以内	点滅速度は可能な限り 緩やかにすること	× 設置不可	

② 屋上広告

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明・その他	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図
第1種禁止地域 第2種禁止地域	設置禁止					
許可地域	取付場所の高さの3分の2以下 で10m以下	100㎡以内	1 住所地等につき屋上 広告の表示面積の合計 は100㎡以内	- 点滅速度は可能な限り 緩やかにすること - 屋上の端から突出禁止	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能	

③壁面広告

地域区分	表示面積	総量規制	照明	大規模広告 (高さが 13mまたは表示面積 30 m ² を超える)	参考図	
					壁面面積 100 m ² 以下	壁面面積 100 m ² 以上
第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	設置禁止					
許可地域	・ 壁面面積 100 m²以下の場合、壁面の 2 分の 1 以下で 20 m²以内 ・ 壁面面積 100 m²を超える場合は、壁面の 5 分の 1 以下 ※表示面積が 30 m ² を超える場合は大規模広告に該当	なし	・ 点滅速度は可能な限り緩やかにすること ・ 壁面の端から突出禁止 ・ 窓、開口部の閉鎖禁止	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能		

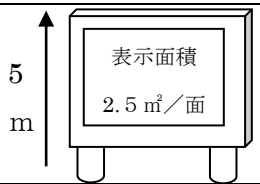
⑦突出広告

地域区分	設置方法	総量規制	照明
第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	設置禁止		
許可地域	・道路への突出しは 1m 以下 ・壁面の上端から突出禁止	1 壁面につき 3 個以下	点滅速度は可能な限り緩やかにすること

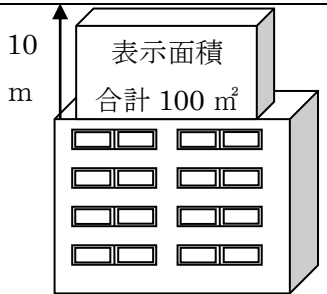
3-4 案内広告

(1) 案内広告の種類別許可基準

① 広告板・広告塔

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図
第1種禁止地域	設置禁止					
第2種禁止地域	5m以下	5㎡以内 (1面2.5㎡以内)	1 住所地につき表示面積の合計は30㎡以内	点滅するもの、回転灯、映像広告は禁止	× 設置不可	
許可地域	10m以下	30㎡以内	1 住所地等につき広告板、広告塔の表示面積の合計は100㎡以内	点滅速度は可能な限り緩やかにすること	× 設置不可	

② 屋上広告

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明・その他	大規模広告 (高さが13mまたは表示面積30㎡を超える)	参考図
第1種禁止地域	設置禁止					
第2種禁止地域	設置禁止					
許可地域	取付場所の高さの3分の2以下で10m以下	100㎡以内	1 住所地等につき屋上広告の表示面積の合計は100㎡以内	- 点滅速度は可能な限り緩やかにすること - 屋上の端から突出禁止	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能	

③壁面広告

地域区分	表示面積	照明・その他	大規模広告 (高さが 13mまたは表示面積 30 m ² を超える)	参考図	
				壁面面積 100 m ² 以下	壁面面積 100 m ² 以上
第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	設置禁止				
許可地域	・ 壁面面積 100 m²以下の場合、壁面の 2 分の 1 以下で 20 m²以内 ・ 壁面面積 100 m²を超える場合は、壁面の 5 分の 1 以下 ※表示面積が 30 m ² を超える場合は大規模広告に該当	・ 点滅速度は可能な限り緩やかにすること ・ 壁面の端から突出し禁止 ・ 窓・開口部の閉鎖禁止	○ 大規模広告基準を満たせば設置可能	壁面の 1/2 以下 で 20 m²以内	壁面の 1/5 以下

④突出広告

地域区分	設置方法	総量規制	照明
第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	設置禁止		
許可地域	・道路への突出しは 1m 以下 ・壁面の上端から突出禁止	1 壁面につき 3 個以下	点滅速度は可能な限り緩やかにすること

3－5 簡易広告

(1) 該当する広告

はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告幕、あんどん等の容易に移動や取り外しが出来る広告物

※広告幕は他と許可基準が異なります

(2) 簡易広告の種類別許可基準

①はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、あんどん等

地域区分	高さ制限	表示面積	その他
・ 自家用広告—全地域 ・ 一般広告—許可地域 ・ 案内広告—第 2 種禁止地域 許可地域	3 m以下	2 m ² 以下	相互間の距離は高さの 2 倍以上空ける

②広告幕

地域区分	表示面積	寸法
・ 自家用広告—全地域 ・ 一般広告—許可地域 ・ 案内広告—許可地域	30 m ² 以内	道路を横断して設置するものは縦 1m以下

3－6 電柱広告

(1) 電柱広告の種類別許可基準

地域区分		表示面積等	総量規制	色彩
第1種禁止地域		設置禁止		
第2種禁止地域 許可地域	突出	0.72 m ² 以内 (1.2m×0.6m以内)	電柱1本につき1個	・蛍光塗は禁止 ・下地に赤黒黄は禁止
	巻付	・横1m以下 ・地上から下端まで1m以上	電柱1本につき1個	

※突出と巻付の重複は可能

3－7 移動広告

(1) 移動広告について

移動広告とは、鉄道の車両や自動車など移動する物体に表示、または取り付けられたもの

(2) 許可申請が必要な移動広告

大野市にその車両を使用する事業者の本拠があり、以下の基準以上の広告を表示する場合

区分	表示面積	表示箇所数
鉄道の車両	0.54 m ² 以下 (0.6m×0.9m以下)	2箇所以内
自動車	0.252 m ² 以下 (0.42m×0.6m以下)	3箇所以内

3－8 大規模広告

(1) 大規模広告について

荒島岳や越前大野城などへの眺望の障害を防ぐため、大型の屋外広告物（大規模広告）に対して許可基準を別途に定めています。大規模広告に該当する広告物を設置したい場合は大規模広告基準を満たすようにしてください。なお、大規模広告基準以上の広告物を設置することは出来ません。

(2) 該当する広告（両方またはどちらか一方が該当）

- ・高さが13mを超えるもの
- ・表示面積が30㎡を超えるもの

(3) 大規模広告の種類別許可基準

① 広告板・広告塔

機能区分	地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	色彩・照明
自家用広告	第2種禁止地域	20m以下	・30㎡以内 ・高さが13mを超える場合、15㎡/面以内	○1住所につき ・表示面積の合計は30㎡以内 ・従の広告物は2個以下	・着色面積が最も大きい部分と下地の色彩について 赤系、橙系 — 彩度6以下 黄系 — 彩度4以下 その他 — 彩度2以下 ※黒は使用禁止
	許可地域	20m以下	○1住所につき ・主の広告物は50㎡以内 ・従の広告物は30㎡以内 ・高さが13mを超える場合、15㎡/面以内	○1住所につき ・表示面積の合計は100㎡以内 ・従の広告物は2個以下	・対称になる色彩を隣り合わせない ・蛍光、発光、反射する塗料や材料は使用禁止

②屋上広告

機能区分	地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	色彩・照明・その他
自家用広告 一般広告 案内広告	許可地域	取付場所の高さの3分の2以下で10m以下	・100 m²以内 ・高さが2mを超える場合、15 m²/面以内	1 住所地につき表示面積の合計は100 m ² 以内	・着色面積が最も大きい部分と下地の色彩について - 赤系、橙系 — 彩度6以下 - 黄系 — 彩度4以下 - その他 — 彩度2以下 ※黒は使用禁止 ・対称になる色彩を隣り合わせない ・蛍光、発光、反射する塗料や材料は使用禁止 ・脚柱、骨組みは隠蔽する ・屋上の端から突出禁止

③壁面広告※壁面面積150 m²超の場合のみ

機能区分	地域区分	表示面積	色彩・照明・その他
自家用広告 一般広告	許可地域	○1 壁面につき ・壁面の1/5 以内 ・主の広告物は50 m²以内 ・従の広告物は1 個につき30 m²以内	・着色面積が最も大きい部分と下地の色彩について - 赤系、橙系 — 彩度6以下 - 黄系 — 彩度4以下 - その他 — 彩度2以下 ※黒は使用禁止 ・対称になる色彩を隣り合わせない ・蛍光、発光、反射する塗料や材料は使用禁止 ・壁面の端から突出禁止 ・窓、開口部の閉鎖禁止

※色相及び彩度は、日本工業規格のマンセル表色系の色相及び彩度を言います。詳しくは、参考資料（P38～39）をご覧ください。

3－9 例外的に禁止地域に設置可能な一般広告

(1) 概要

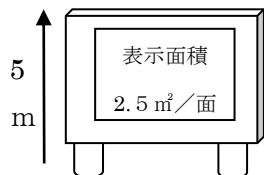
例外的に、広告物の表示の内容、目的によって禁止地域に設置することが可能な一般広告が条例で定められています。該当の正否に関しては交通住宅まちづくり課で判断しますので、事前にご相談ください。

(2) 該当広告物

- ・公共の安全や環境の保全等の公共的目的により設置する広告 例：「飛び出し危険！」看板
- ・非営利の催物（イベント）に関する広告
- ・自治会等の催物に関する広告 例：「〇〇地区祭り」の立看板

(3) 適用除外の広告の種類別許可基準

①広告板、広告塔

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	照明・その他	参考図
第1種禁止地域 第2種禁止地域	5m 以下	5 m ² 以内 (1面 2.5 m ² 以下)	1 住所地につき表示面積 の合計は 30 m ² 以内	・点滅するもの、回転灯は禁止 ・映像広告は禁止 ・非営利の催物、自治会等の催物に関する広告は表示期間 1 ヶ月以内	 5 m 表示面積 2.5 m²/面

②広告幕

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	その他
第1種禁止地域 第2種禁止地域	道路横断するものは 縦 1m以内	30 m ² 以内	1 住所地につき表示面積の合計は 30 m ² 以内	非営利の催物、自治会等の催物に関する広告は表示期間 1 ヶ月以内

③簡易広告物

地域区分	高さ制限	表示面積	総量規制	その他
第1種禁止地域 第2種禁止地域	3m 以下	2 m ² 以内 (2m×1m以下)	1 住所地につき表示面積の 合計は 30 m ² 以内	非営利の催物、自治会等の催物に関する広告は表示 期間 1 ヶ月以内

第4章 許可申請について

4-1 管理者の設置について

広告板や広告塔など容易に移動や取り外しが出来ない広告物を設置する場合には、管理者の設置が義務付けられています。管理者は、屋外広告物を良好な状態に保つため補修等の必要な管理を行わなければなりません。（条例第18条「管理義務」）申請者が管理者を兼ねても構いません。

4-2 許可期間について

	許可期間
簡易広告物	1ヶ月単位
容易に移動や取り外しが出来ない広告物	1年単位または3年単位

※容易に移動や取り外しが出来ない広告物において、管理者が福井県の屋外広告業の登録をしているか、福井県が実施する屋外広告物の講習会を修了している場合は許可期間が3年間になります。

4-3 工事施行業者の資格について

福井県内で容易に移動や取り外しが出来ない広告物の設置を行う業者は福井県屋外広告業の登録をしている業者でなければなりません。工事を依頼する時は屋外広告業の登録を行っている業者であるか確認をしてください。

4-4 提出書類について

（1）新しく屋外広告物の設置を行いたい場合

設置工事前に都市計画課に事前相談後、次の書類を提出してください。簡易広告物の許可申請の場合は※の書類のみ提出してください。

<提出書類>

- ・屋外広告物等表示（設置）許可申請書（様式第1号）※
- ・屋外広告物等管理者設置届出書（様式第14号）
- ・屋外広告業登録証
- ・屋外広告物講習会修了証（管理者が修了者である場合）
- ・屋外広告物のカラー写真※
- ・設置場所を記した地図※

(2) 許可期間の更新を行いたい場合

容易に移動や取り外しが出来ない広告物（許可期間1年または3年単位のもの）は許可期間満了日の1ヶ月前に許可期間更新通知を送付いたします。許可満了日の1週間前までに書類を提出してください。

簡易広告物は、1ヶ月単位の許可となりますので数ヶ月に渡って設置する場合は、その都度、新規許可申請（前項の申請書類）を行ってください。

＜提出書類＞

- ・屋外広告物等表示（設置）許可期間更新申請書（様式第7号）
- ・屋外広告物等管理者設置届出書
- ・屋外広告物のカラー写真
- ・設置場所を記した地図
- ・屋外広告業登録証または、屋外広告物講習会修了証
- ・屋外広告物等安全点検報告書

(3) 屋外広告物の形態やデザインを変更する場合

デザインなどの変更を行う場合は、変更許可申請が必要となります。

＜提出書類＞

- ・屋外広告物等変更（改造）許可申請書（様式第9号）
- ・変更後の屋外広告物の構造図
- ・工事の仕様書

しかし、以下の項目に該当する軽微な変更は申請不要です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・色褪せや塗料等がはく離している状況において、色彩、意匠、形状、表示の方法等を変更せず塗り直し等の補修を行う場合・破損や倒壊する恐れのある広告物を形状、寸法、材料、構造を変更せず補強する場合 |
|--|

(4) 屋外広告物を撤去する場合

＜提出書類＞

- ・屋外広告物等除却届出書（様式第16号）
- ・撤去後のカラー写真

(5) 管理者を変更する場合

＜提出書類＞

- ・屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書（様式第15号）

○申請書は、下記URLよりダウンロード出来ます。

<https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/keikan-okugai/okugaikoukokubutu.html>

4-5 申請書の記入例

(1) 様式第1号 屋外広告物等表示（設置）許可申請書

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所 〒912-8666
福井県大野市天神町1-1
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

オオノ株式会社
氏名 代表取締役 大野 太郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0779-66-1111

屋外広告物等表示（設置）許可申請書

屋外広告物を表示（掲出する物件を設置）したいので、大野市屋外広告物条例第5条（第9条第3項・4項）の規定により、次のとおり申請します。

広 告 物 の 種 類		広告板			
表示面積および数量		面積	20 m ²	数量	1 個(枚)
		縦	横		
		2 m ×	5 m =	10 m ² 面数 :	2 面
		縦	横		
		m ×	m =	m ² 面数 :	面
表示または設置場所		福井県大野市天神町1-1 本社敷地内			
表示または設置期間		23年 1月 2日から 26年 1月 1日まで			
管 理 者 の 設 置		有 無			
工 事 施 工 者	〒	912-8666			
	住所（所在地）	大野市天神町1-1-1			
	氏 名 （ 名 称 ）	株式会社オオノ看板			
	電 話 番 号	0779-66-0000			
	屋外広告業の登録	23年 1月 1日 福井県屋外広告業登録第〇〇号			
※ 許 可 の 期 間 等		年 月 日から 年 月 日まで 第 号			
※ 許 可 の 条 件					

注 ※印のある欄には記入しないでください。

(2) 様式第7号 屋外広告物等表示(設置)許可期間更新申請書

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所 〒912-8666

福井県大野市天神町1-1

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

オオノ株式会社

氏名 代表取締役 大野 太郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0779-66-1111

屋外広告物等表示(設置)許可期間更新申請書

屋外広告物の表示(屋外広告物を掲出する物件の設置)の許可の期間を更新したいので、大野市屋外広告物条例第12条第3項の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類	広告板			
表示面積および数量	面積	20 m ²	数量	1 個(枚)
	縦	横	計	
	2 m ×	5 m =	10 m ² 面数:	2 面
	縦	横	計	
	m ×	m =	m ² 面数:	面
表示または設置場所	福井県大野市天神町1-1 本社敷地内			
表示または設置期間 (前回設置期間)	23年 1月 2日から 26年 1月 1日まで			
管理者の設置	有 無			
更新を受けようとする許可の許可年月日および番号 (前回許可日・番号)	22年 12月 24日 第 1 号			
※許可の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号			
※許可の条件				

- 注 1 ※印のある欄には記入しないでください。
- 2 付近の見取図、カラー写真を裏面に添付して下さい。(許可手数料に関わるので、寸法は必ず確認および記入して下さい。)
- 3 変更がある場合は、大野市交通住宅まちづくり課まで連絡して下さい。

(3) 様式第3号 屋外広告物等管理者設置届出書

様式第14号 (第17条関係)

年 月 日

大野市長 様

届出者 住所 〒 9 1 2 - 8 6 6 6

福井県大野市天神町1-1

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

オオノ株式会社

氏名 代表取締役 大野 太郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0 7 7 9 - 6 6 - 1 1 1 1

屋外広告物等管理者設置届出書

屋外広告物等管理者を置いたので、大野市屋外広告物条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 等 の 種 類	広告板			
表示面積および数量	面積	2 0 m ²	数量	1 個(枚)
	縦	横	計	
	2 m ×	5 m =	1 0 m ² 面数 :	2 面
表示または設置場所	縦	横	計	
	m ×	m =	m ² 面数 :	面
許可 (確認) の期間 (前回設置期間)	2 3 年 1 月 2 日から 2 6 年 1 月 1 日まで			
許可 (確認) 年月日および許可番号 (前回設置許可年月日)	2 2 年 1 2 月 2 4 日 第 1 号			
広 告 物 等 管 理 者	〒	9 1 2 - 8 6 6 6		
	住 所	福井県大野市天神町1-1-1		
	氏 名	株式会社オオノ看板 大野 次郎		
	TEL	0 7 7 9 - 6 6 - 0 0 0 0		
	※資格	福井県屋外広告物講習会修了第○号		

注 許可の期間が1年を超える広告物等については、※印の欄に福井県屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者の資格を記入してください。

(4) 様式第9号 屋外広告物等変更(改造)許可申請書

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所 912-8666

福井県大野市天神町1-1

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

オオノ株式会社

氏名 代表取締役 大野 太郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0779-66-1111

屋外広告物等変更(改造)許可申請書

屋外広告物を変更(改造)したいので、大野市屋外広告物条例第13条の規定により、次のとおり申請します。

広告物の種類	広告板			
表示面積および数量	面積	20 m ²	数量	1 個(枚)
	縦	横		
	2 m ×	5 m =	10 m ² 面数:	2 面
表示または設置場所	縦	横		
	m ×	m =	m ² 面数:	面
変更(改造)の内容	福井県大野市天神町1-1 本社敷地内			
管理者の設置	デザインの変更			
工事施工者	〒	912-8666		
	住所(所在地)	福井県大野市天神町1-1-1		
	氏名(名称)	株式会社オオノ看板		
	電話番号	0779-66-0000		
	屋外広告業の登録	23年 1月 1日 福井県屋外広告業登録第〇〇号		
申請に係る広告物等の許可年月日および番号	22年12月24日 第 1 号			
※許可の期間等	年 月 日から 年 月 日まで 第 号			
※許可の条件				

注

- ※印のある欄には記入しないでください。
- 付近の見取図、カラー写真を添付してください。(寸法は必ず確認および記入してください。)

(5) 様式第16号 屋外広告物等除却届出書

様式第16号 (第18条関係)

大野市長 様

年 月 日

届出者 住所 〒912-8666
福井県大野市天神町1-1
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
オオノ株式会社
氏名 代表取締役 大野 太郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号 0779-66-1111

屋外広告物等除却届出書

屋外広告物等を除却したので、大野市屋外広告物条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

広 告 物 の 種 類	広告板
表示面積および数量	20平方メートル 1個(枚)
表示または設置場所	福井県大野市天神町1-1 本社敷地内
許可(確認)期間 (前回許可期間)	23年 1月 2日から 26年 1月 1日まで
許可(確認)年月日 および番号 (前回許可年月日)	22年 12月24日 第 1 号
除 却 年 月 日	25年 12月31日

(6) 様式第15号 屋外広告物表示管理者等(氏名等)変更届出書

様式第15号(第17条関係)

年 月 日

大野市長 様

届出者 住所 〒912-8666
福井県大野市天神町1-1
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
オオノ株式会社
氏名 代表取締役 大野 太郎
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 0779-66-1111

屋外広告物表示管理者等(氏名等)変更届出書

広告物表示管理者等(氏名等)を変更したので、大野市屋外広告物条例第17条第2項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

広告物の種類	広告板	
表示面積および数量	20平方メートル	1個(枚)
表示または設置場所	福井県大野市天神町1-1 本社敷地内	
許可(確認)期間 (前回許可期間)	23年 1月 2日から 26年 1月 1日まで	
許可(確認)年月日 および番号 (前回許可年月日)	22年 12月 24日	第 1 号
変更年月日	24年 1月 1日	
変更前	住所	福井県大野市天神町1-1-1
	氏名等	株式会社オオノ看板 大野 次郎
	※資格	福井県管理者講習会修了第○号
変更後	住所	福井県大野市天神町1-1-1
	氏名等	株式会社オオノ看板 大野 三郎
	※資格	福井県屋外広告物講習会修了第○号

注

- 1 許可の期間が1年を超える広告物等については※印の欄に福井県屋外広告物条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者の資格を記入してください。

(7) 屋外広告物等安全点検報告書

屋外広告物等安全点検報告書

年 月 日

大野市長 様

点検者（屋外広告物等管理者）住所 福井県大野市天神町1-1-1
氏名 株式会社オオノ看板 大野三郎
電話番号 0779-66-0000

1. 点検した屋外広告物等

広告物等の種類	広告板（外部照明付）	現在の許可	22年12月24日
設置場所	福井県大野市天神町1-1 オオノ株式会社敷地内		第 1 号

2. 点検結果と補修状況

点検項目	点検結果	補修等の措置の内容
主要構造部分の変形、破損、腐食等	良・不良	
ボルト・ビス・接合部の変形、破損、腐食等	良・不良	ボルトが腐食していたため交換（4箇所）
支持・緊結部分の変形、破損、腐食等	良・不良	
表示板面の汚染、退色、はく離等	良・不良	
表示板面の変形、破損、腐食等	良・不良	
コンクリート部の割れ、亀裂、はく離等	良・不良	
その他必要な点検箇所 （ 照明 ）	良・不良	

（記入上の注意）

- 点検項目ごとに点検結果の良・不良に○印を入れ、不良の場合は補修等の措置の内容も記入してください。
- 報告内容について虚偽であることが判明した場合、更新の許可を取り消す場合があります。

4－6 手数料について

申請の際には手数料がかかります。許可申請書を提出していただき、後日納付書を郵送いたしますので、指定の金融機関で納入をしてください。

区分	単位	金額	摘要
はり紙	50枚(50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する。)	190円	
はり札	1枚	40円	
立看板	1個	220円	
のぼり	1枚	50円	
電柱広告	1個	310円	
広告板(壁面広告、屋上広告も含む)広告塔及び移動広告	1個(3平方メートル未満)	440円	発光装置、照明装置等を有する広告物等については、1個につき、左記の金額にその10分の5に相当する額を加算する。
	1個(3平方メートル以上)	880円 (3平方メートル増すごとに440円を加算する。)	
気球広告	1個	620円	
広告幕	10平方メートル(10平方メートル未満の端数があるときは、10平方メートルとして計算する。)	310円	
ぼんぼり及びあんどん	1灯	50円	

例：表示面積 15 m²の外部照明付き広告板を設置する場合

まず、3 m²以上の広告のため、880 円に加えて 3 m²増すごとに 440 円を加えるので、2640 円となります。そして、照明付きなので 1.5 倍した 3960 円が本広告物の手数料となります。

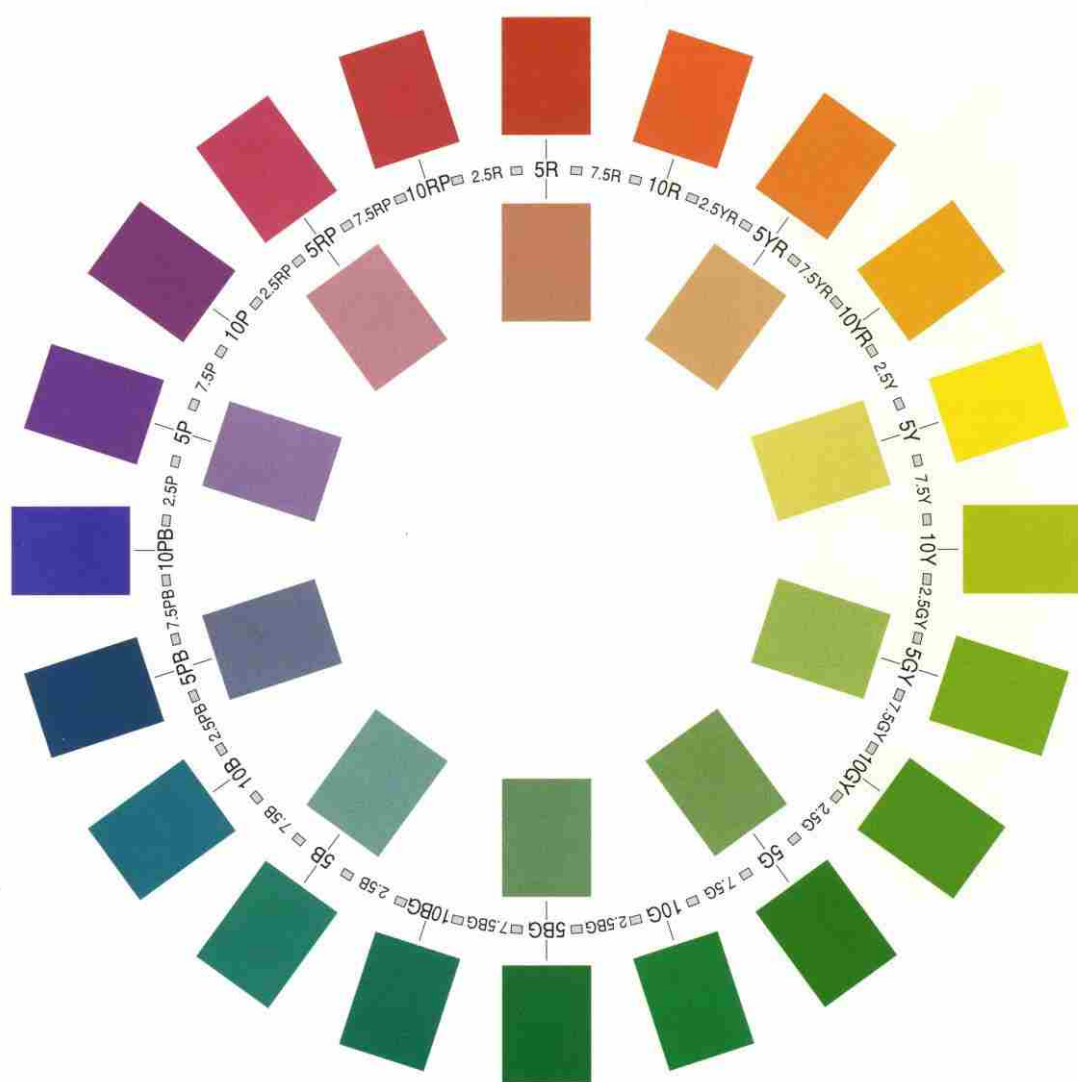
式：(880+440+440+440+440) × 1.5 = 3960 円

参考資料

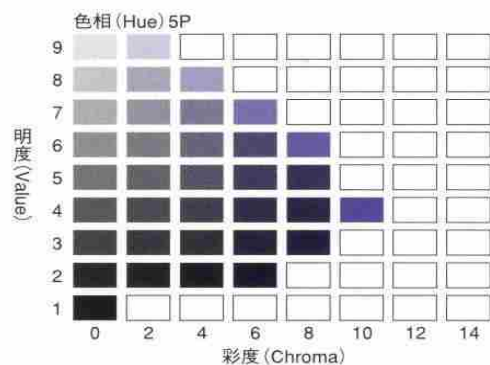
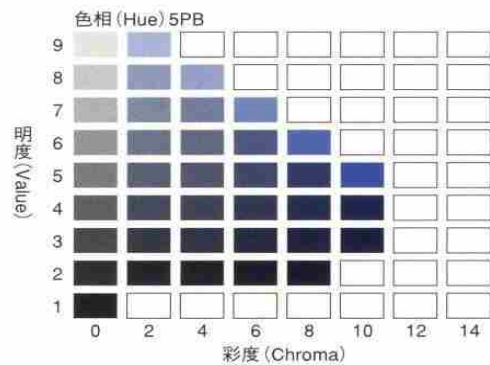
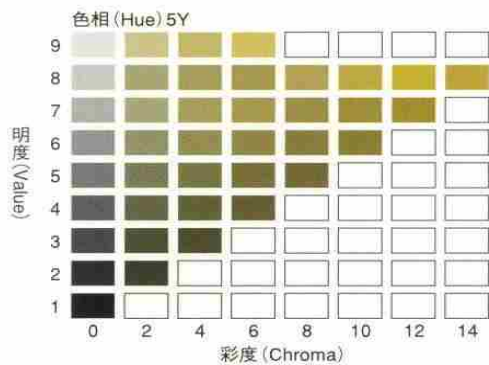
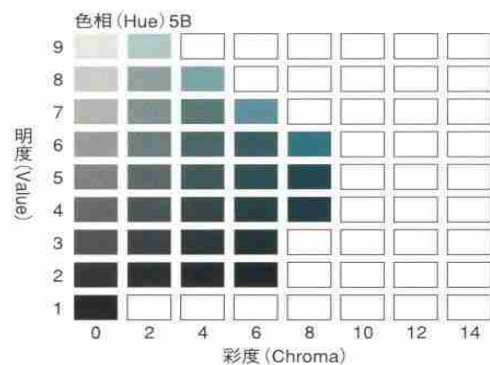
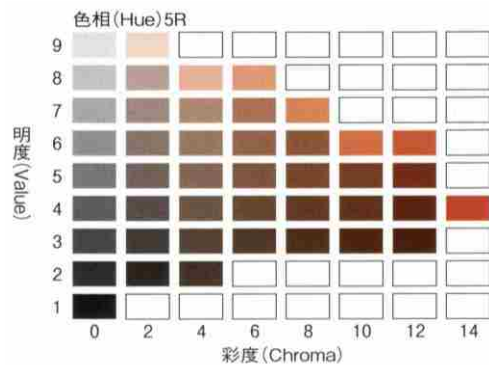
(1) 色相環

マンセル表色系の色相は、R=Red(赤)、Y=Yellow(黄)、G=Green(緑)、B=Blue(青)、P=Purple(紫)と、それぞれの間のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)の計10色相が基本となっています。

※大規模広告の色相及び色彩の基準は、このマンセル表色系の色相と色彩を基に定めていますので参考になしてください。



(2) 色相別カラーチャート (※横軸が彩度、縦軸が明度)



大野市屋外広告物のてびき

作成：大野市くらし環境部交通住宅まちづくり課
〒912-8666

福井県大野市天神町1-1

電話：0779-66-1111